

法務局職員による

自筆証書遺言書 保管せ三十ー

～あなたの最後の手紙を法務局が守ります～

自筆証書遺言書保管制度って？
必要書類は？
手数料は？
遺言書を法務局に預けるメリットは？



自筆証書遺言書保管制度について、
法務局職員が詳しく説明します。

エンディングノート
をプレゼントします。



開催日 令和8年7月22日（水）

時間 午前10時から午前11時まで

場所 津地方法務局 3F 大会議室
(津市丸之内26-8)

注：遺言書はご自身で作成していただく必要があり、
遺言書の内容についての相談は承っておりません。

**参加無料！
予約制**

予約・お問合せ先 (定員になり次第締切り)

津地方法務局 供託課 ☎059-228-4133